

◎動物用医薬品に関する通知について

動物用医薬品に関する通知について紹介します。詳細は、動物用医薬品検査所HPの通知データをご覧ください。

通知年月日/通知番号	発出者名※	通知名	備考
平成20年3月28日 19消安第14948号	消費・安全局長	「薬事法関係事務の取扱いについて」の一部改正	別表第三の医薬品の区分の追加等のための改正
平成20年3月28日 19消安第15420号	畜水産安全管理課長	動物用医薬品等の承認審査等事務手続きについて	動物用医薬品等の承認審査等事務の手順及び承認申請際して申請者が注意すべき基本事項について
平成20年4月11日 19消安第14721号	消費・安全局長	動物用医薬品等の範囲に関する基準について	表示された効能効果、用法用量等から、動物用医薬品等として薬事法の摘要を受けるべき物であるかの判断について

※消費・安全局長：農林水産省消費・安全局長  
 ※畜水産安全管理課長：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

## けやきコラム

今年も土曜丑の日が近づき、一年で最もうなぎの需要の多い時期となりました。昨今この時期になると毎年のようにうなぎの産地偽装が発覚し世相をにぎわします。産地や商品の偽装はうなぎにとどまらず今年も牛肉で昨年と同じような偽装が発覚しています。

毎年のように繰り返されるこのような偽装事件、よくも懲りずに繰り返すものだとは唖然とするばかりです。ごく一部の不心得者による行為は業界全体や産地等の地域社会に対する消費者の信頼を喪失させるもので看過できません。

うなぎの産地偽装とセットでこの時期いつも話題となるのが、使用が認められていない抗菌剤等の検出です。

動物用医薬品も農畜水産業の生産性や品質の向上に不可欠な生産資材ですが、適切に使用されなければ食品の安全性にも直接の影響を与えるものです。これらに対しては、消費者の関心が高く畜水産物に対する消費者の信頼を確保するためには、使用者だけでなく生産から流通・販売、関連行政に携わる関係者が一丸と

なって適正使用を推進して行くことが何より大切です。

動物用医薬品を生業とする業界関係者は、今一度、平成15年に施行された食品安全基本法の基本理念を踏まえての食品関連事業者としての責務、「動物用の医薬品の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者は、自らが食品の安全性の確保に第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を適切に講ずる責務を有する」という気持ちに立ち返り、国民の信頼を損なうような事件を絶対起こさない、起こさせないという気構えで一丸となり今年後半の業務に取り組んで参りましょう。

編集・発行

農林水産省動物医薬品検査所  
 企画連絡室企画調整課



東京都国分寺市戸倉1-15-1  
 〒185-8511  
 電話 042-321-1861(ダイヤル)  
 URL <http://www.maff.go.jp/nval/>

